

民間社会福祉事業振興基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

民間社会福祉事業振興基金条例施行規則を廃止する規則

民間社会福祉事業振興基金条例施行規則（昭和四十四年広島県規則第四十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。